

7. 介護職員等処遇改善加算について

介護職員等処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）は、算定する年度ごとに介護職員等への賃金・処遇改善に係る「計画書」及び「実績報告書」を指定権者に提出する必要があります。

1. 2025 年度算定分の計画書について

令和 6 年度介護報酬改定において、『処遇改善加算の一本化』が実施され、「介護職員等処遇改善加算」が新設されました。2024 年度の処遇改善加算において、適用が猶予されていた「月額賃金改善要件」等について、2025 年度からは適用となることに留意してください。

届出書の様式や提出方法、提出期限等、詳細が決まりましたら市ウェブサイトにてお知らせしますので、今しばらくお待ちください。

2. 2024 年度算定分の実績報告書について

対象となる職員に対し、加算額以上の賃金改善を完了させた上で、実績報告書を各指定権者に提出してください。実績報告書の提出期限は、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日です。実績報告書の提出は、加算の算定要件のひとつであり、報告書の提出がない場合、加算の要件を満たしていない不正請求として、処遇改善加算の全額が返還になることがありますのでご注意ください。

【2024 年度算定分の実績報告書の提出期限】（末日が閉庁日の場合は、翌開庁日）

区分	処遇改善加算の算定期間	提出期限
定期報告	2025 年 3 月まで	2025 年 7 月 31 日（木）
事業廃止※	2025 年 2 月以前まで （例）2025 年 1 月まで	最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日 （例）2025 年 5 月 31 日

※年度途中のサービス廃止等により、最終の加算支払い月が 5 月ではない場合、提出期限は 2025 年 7 月末とはなりませんので、事業所単位で計画書を作成している場合は特にご注意ください。

3. 留意事項

2024 年度の処遇改善加算については、激変緩和措置として新加算 V が設けられましたが、2025 年度からは、新加算 V を算定していた事業所は、必ず算定区分の変更が必要になります。2024 年度において適用が猶予されていた要件等の確認も含め、2025 年度の処遇改善加算算定に向けて準備を進めてください。

処遇改善加算の実績報告書等への虚偽の記載や、請求に関して不正を行った場合には、支払われた処遇改善加算の返還を求められるだけでなく、介護事業者の指定取消等の行政処分の対象となることがあります。処遇改善加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知しなければなりません。また、職員から処遇改善加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いる等、分かりやすく回答する必要があります。